



常総市告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年3月26日

常総市長 神達岳



- 1 都市計画の種類
水海道都市計画内守谷地区地区計画
- 2 都市計画を変更した土地の区域
常総市内守谷町きぬの里一丁目、二丁目及び三丁目
- 3 縦覧場所
常総市都市建設部都市計画課

水海道都市計画地区計画の変更(常総市決定)

水海道都市計画内守谷地区地区計画を次のように変更する。

名称	内守谷地区地区計画
位置	常総市内守谷町きぬの里 1丁目, 2丁目, 3丁目
面積	約 66.3ha
地区計画の目標	<p>本地区は、常総市南部に位置し、住宅・都市整備公団(現在の都市機構)施工による内守谷土地区画整理事業により整備された区域である。</p> <p>常総市都市計画マスターplanにおいて、本地区は居住と産業が共存する複合市街地ゾーンとして、都市機能の熟成を進めることとしており、事業主体である都市機構と連携を図りながら宅地利用を推進するとともに、商業・業務・流通機能の集積を促進するため、必要な施策を展開する。</p> <p>本地区計画は、上記の街づくりの理念を継承し、次に掲げる土地利用及び建築物等の整備の方針のもとに、個性豊かな街並みと良好な住環境を誘導し、保全することを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区を7区分し、それぞれの方針により土地利用を誘導する。 (一般住宅A地区)</p> <p>低層住宅を主体とした住宅地の形成を図る。 (一般住宅B地区)</p> <p>都市計画道路奥山西原線の沿道利用に配慮し、日常生活を支援する小規模なサービス施設の立地を許容しつつ、低層住宅を主体とした住宅地の形成を図る。 (計画住宅A地区)</p> <p>景観等に配慮し、低中層住宅等をバランスよく配置する。また、つくばエクスプレス開業に伴う宅地需要に対応するため、低層住宅を主体とした住宅地の形成を図る。 (沿道サービス地区)</p> <p>都市計画道路玉台橋菅生線の沿道について、賑わいと居住者の生活利便の向上に寄与する商業環境の形成を図るとともに、生活に付加価値をもたらす店舗や併用住宅等を主体とした住宅地の形成を図る。 (商業施設地区)</p> <p>地区内及び周辺地域居住者の日常生活に対応できる商業サービス環境の形成を図るとともに、地区のコミュニティ活動の拠点とする。 (誘致施設A地区)</p> <p>周辺住宅地の環境に配慮し、運輸・倉庫等の誘致施設の立地を図る。 (誘致施設B地区)</p> <p>周辺住宅地の環境に配慮し、研究所、研修所、業務施設等、又は、社会教育施設等の誘致施設の立地を図る。</p> <p>なお、各地区とも公共用地及び宅地内の緑化に努めるものとし、誘致施設A地区及び誘致施設B地区においては、周辺環境に配慮した緩衝緑地の形成にも努めるものとする。</p>
土地利用の方針	

区域の整備・開発及び保全の方針	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により整備された各種施設の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>調和のとれたまちなみを形成するため、建築物等の整備方針を、各地区の特性に応じ次のように定める。なお、沿道利用施設、商業・業務施設等にあっては、適正な規模の駐車場を、計画住宅等にあっては、住宅戸数に見合う駐車場を設けることとする。</p> <p>また、建築物等の形態又は意匠は、周囲の環境に調和したものとする。 (一般住宅A地区)</p> <p>低層住宅を主体とした良好な居住環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (一般住宅B地区)</p> <p>日常生活を支援する小規模なサービス施設の立地を許容しつつ、良好な低層住宅地の環境の保全を図るため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (計画住宅A地区)</p> <p>周辺住宅地の環境及び景観等に配慮した低中層住宅地等のまちなみを形成するため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (沿道サービス地区)</p> <p>賑わいと居住者の生活利便の向上に寄与する商業環境の形成を図るとともに、生活に付加価値をもたらす店舗や併用住宅等を主体とした住宅地を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (商業施設地区)</p> <p>区内及び周辺地域居住者の日常生活に対応できる商業サービス施設の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (誘致施設A地区)</p> <p>周辺住宅地の居住環境と調和する誘致施設等の立地を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (誘致施設B地区)</p> <p>周辺住宅地の環境に配慮した誘致施設等の立地を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。</p>

地区整備計画 に関する事項	地区の区分	地区の名称	一般住宅A地区	一般住宅B地区	計画住宅A地区	沿道サービス地区	商業施設地区	誘致施設A地区	誘致施設B地区	
		地区の面積	約20.1ha	約12.7ha	約4.8ha	約7.6ha	約1.4ha	約8.5ha	約11.2ha	
建築物等の用途の制限						次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 その他これらに類する運動施設 2 自動車教習所 3 畜舎 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの 5 工場(店舗に付属するもの及び自動車修理工場を除く) 6 ダンスホール 7 ナイトクラブその他これに類するもの 8 と蓄場、火葬場、汚水処理場、ゴミ焼却場 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十三項四号の規定に該当する営業に係るもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 一階部分を住宅、兼用住宅又は共同住宅の用に供するもの 2 自動車教習所 3 畜舎 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの 5 工場(店舗に付属するもの及び自動車修理工場を除く) 6 ダンスホール 7 ナイトクラブその他これに類するもの 8 と蓄場、火葬場、汚水処理場、ゴミ焼却場 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十三項四号の規定に該当する営業に係るもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設 2 畜舎 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの 4 ダンスホール 5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 6 ナイトクラブその他これに類するもの 7 建築基準法別表第二(と)項第三号及び(ぬ)項第三号に掲げる工場 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十三項四号の規定に該当する営業に係るもの 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十三項四号の規定に該当する営業に係るもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 自動車教習所 2 畜舎 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの 4 ダンスホール 5 工場 6 ダンスホール 7 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブその他これに類するもの 8 と蓄場、火葬場、汚水処理場、ゴミ焼却場 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十三項四号の規定に該当する営業に係るもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 自動車教習所 2 畜舎 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの 4 ダンスホール 5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 6 ナイトクラブその他これに類するもの 7 建築基準法別表第二(と)項第三号及び(ぬ)項第三号に掲げる工場 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十三項四号の規定に該当する営業に係るもの
建築物の敷地面積の最低限度		建築物の敷地面積は165m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は180m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は200m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は300m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は300m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は1,000m ² 以上とする。			
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1.5m以上とし、隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0m ² 以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1.5m以上とし、隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0m ² 以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1.5m以上とし、隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は3.0m以上とし、隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。					
建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外の広告物の色彩、大きさ及び形状は、周囲の景観と調和したものとする。								
垣又はさくの構造の制限		道路に面する垣又はさくの構造は、生け垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。ただし、フェンスの基礎、門柱、門扉その他これに類するものはこの限りではない。								

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由：建築基準法の一部改正に伴い、本地区計画の地区整備計画に定める建築物等の用途の制限において条項との整合を図るとともに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、従前と同等の用途制限とするため、所要の変更を行うものである。加えて、本地区においては平成15年に区画整理事業が完了し新町名がついたことから、本地区計画で定める位置に係る表記の変更を行う。このほか、居住・産業機能が集積する複合系市街地である本地区において流通機能等の集積を促進するため、用途地域の変更に併せて、建築物の用途の制限等の見直しを行い、地区計画を変更するものである。

計画書新旧対照表

変更箇所：赤字

水海道都市計画地区計画の変更（常総市決定）

水海道都市計画内守谷地区地区計画を次のように変更する。

	新	旧
名称	内守谷地区地区計画	内守谷地区地区計画
位置	常総市内守谷町きぬの里一丁目、二丁目、三丁目	常総市内守谷町きぬの里(内守谷土地区画整理事業区域内)
面積	約 66.3ha	約 66.3ha
地区計画の目標	<p>本地区は、常総市南部に位置し、住宅・都市整備公団(現在の都市機構)施工による内守谷土地区画整理事業により整備された区域である。</p> <p>常総市都市計画マスタープランにおいて、本地区は居住と産業が共存する複合市街地ゾーンとして、都市機能の熟成を進めることとしており、事業主体である都市機構と連携を図りながら宅地利用を推進するとともに、商業・業務・流通機能の集積を促進するため、必要な施策を展開する。</p> <p>本地区計画は、上記の街づくりの理念を継承し、次に掲げる土地利用及び建築物等の整備の方針のもとに、個性豊かな街並みと良好な住環境を誘導し、保全することを目標とする。</p>	<p>本地区は、常総市南部に位置し、住宅・都市整備公団(現在の都市機構)施工による内守谷土地区画整理事業により整備された区域である。</p> <p>常総市都市計画マスタープランにおいて、本地区は居住と産業が共存する複合市街地ゾーンとして、都市機能の熟成を進めることとしており、事業主体である都市機構と連携を図りながら宅地利用を推進するとともに、商業・業務・流通機能の集積を促進するため、必要な施策を展開する。</p> <p>本地区計画は、上記の街づくりの理念を継承し、次に掲げる土地利用及び建築物等の整備の方針のもとに、個性豊かな街並みと良好な住環境を誘導し、保全することを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区を7区分し、それぞれの方針により土地利用を誘導する。</p> <p>(一般住宅A地区) 低層住宅を主体とした住宅地の形成を図る。</p> <p>(一般住宅B地区) 都市計画道路奥山西原線の沿道利用に配慮し、日常生活を支援する小規模なサービス施設の立地を許容しつつ、低層住宅を主体とした住宅地の形成を図る。</p> <p>(計画住宅A地区) 景観等に配慮し、低中層住宅等をバランスよく配置する。また、つくばエクスプレス開業に伴う宅地需要に対応するため、低層住宅を主体とした住宅地の形成を図る。</p> <p>(沿道サービス地区) 都市計画道路玉台橋菅生線の沿道について、賑わいと居住者の生活利便の向上に寄与する商業環境の形成を図るとともに、生活に付加価値をもたらす店舗や併用住宅等を主体とした住宅地の形成を図る。</p> <p>(商業施設地区) 地区内及び周辺地域居住者の日常生活に対応できる商業サービス環境の形成を図るとともに、地区的コミュニティ活動の拠点とする。</p> <p>(誘致施設A地区) 周辺住宅地の環境に配慮し、運輸・倉庫等の誘致施設の立地を図る。</p> <p>(誘致施設B地区) 周辺住宅地の環境に配慮し、研究所、研修所、業務施設等、又は、社会教育施設等の誘致施設の立地を図る。</p> <p>なお、各地区とも公共用地及び宅地内の緑化に努めるものとし、誘致施設A地区及び誘致施設B地区においては、周辺環境に配慮した緩衝緑地の形成にも努めるものとする。</p>	<p>地区を7区分し、それぞれの方針により土地利用を誘導する。</p> <p>(一般住宅A地区) 低層住宅を主体とした住宅地の形成を図る。</p> <p>(一般住宅B地区) 都市計画道路奥山西原線の沿道利用に配慮し、日常生活を支援する小規模なサービス施設の立地を許容しつつ、低層住宅を主体とした住宅地の形成を図る。</p> <p>(計画住宅A地区) 景観等に配慮し、低中層住宅等をバランスよく配置する。また、つくばエクスプレス開業に伴う宅地需要に対応するため、低層住宅を主体とした住宅地の形成を図る。</p> <p>(沿道サービス地区) 都市計画道路玉台橋菅生線の沿道について、賑わいと居住者の生活利便の向上に寄与する商業環境の形成を図るとともに、生活に付加価値をもたらす店舗や併用住宅等を主体とした住宅地の形成を図る。</p> <p>(商業施設地区) 地区内及び周辺地域居住者の日常生活に対応できる商業サービス環境の形成を図るとともに、地区的コミュニティ活動の拠点とする。</p> <p>(誘致施設A地区) 周辺住宅地の居住環境と調和する研究所、研修所、業務施設等の誘致施設の立地を図る。</p> <p>(誘致施設B地区) 周辺住宅地の環境に配慮し、研究所、研修所、業務施設等、又は、社会教育施設等の誘致施設の立地を図る。</p> <p>なお、各地区とも公共用地及び宅地内の緑化に努めるものとし、誘致施設A地区及び誘致施設B地区においては、周辺環境に配慮した緩衝緑地の形成にも努めるものとする。</p>
土地利用の方針		

<p>地区施設の整備方針</p>	<p>土地区画整理事業により整備された各種施設の維持、保全を図る。</p>	<p>土地区画整理事業により整備された各種施設の維持、保全を図る。</p>
<p>区域の整備・開発及び保全の方針</p>	<p>調和のとれたまちなみを形成するため、建築物等の整備方針を、各地区の特性に応じ次のように定める。なお、沿道利用施設、商業・業務施設等にあっては、適正な規模の駐車場を、計画住宅等にあっては、住宅戸数に見合う駐車場を設けることとする。 また、建築物等の形態又は意匠は、周囲の環境に調和したものとする。 (一般住宅A地区) 低層住宅を主体とした良好な居住環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (一般住宅B地区) 日常生活を支援する小規模なサービス施設の立地を許容しつつ、良好な低層住宅地の環境の保全を図るため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (計画住宅A地区) 周辺住宅地の環境及び景観等に配慮した低中層住宅地等のまちなみを形成するため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (沿道サービス地区) 賑わいと居住者の生活利便の向上に寄与する商業環境の形成を図るとともに、生活に付加価値をもたらす店舗や併用住宅等を主体とした住宅地を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (商業施設地区) 地区内及び周辺地域居住者の日常生活に対応できる商業サービス施設の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (誘致施設A地区) 周辺住宅地の居住環境と調和する誘致施設等の立地を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (誘致施設B地区) 周辺住宅地の環境に配慮した誘致施設等の立地を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。</p>	<p>調和のとれたまちなみを形成するため、建築物等の整備方針を、各地区の特性に応じ次のように定める。なお、沿道利用施設、商業・業務施設等にあっては、適正な規模の駐車場を、計画住宅等にあっては、住宅戸数に見合う駐車場を設けることとする。 また、建築物等の形態又は意匠は、周囲の環境に調和したものとする。 (一般住宅A地区) 低層住宅を主体とした良好な居住環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (一般住宅B地区) 日常生活を支援する小規模なサービス施設の立地を許容しつつ、良好な低層住宅地の環境の保全を図るため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (計画住宅A地区) 周辺住宅地の環境及び景観等に配慮した低中層住宅地等のまちなみを形成するため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (沿道サービス地区) 賑わいと居住者の生活利便の向上に寄与する商業環境の形成を図るとともに、生活に付加価値をもたらす店舗や併用住宅等を主体とした住宅地を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (商業施設地区) 地区内及び周辺地域居住者の日常生活に対応できる商業サービス施設の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (誘致施設A地区) 周辺住宅地の居住環境と調和する誘致施設等の立地を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 (誘致施設B地区) 周辺住宅地の環境に配慮した誘致施設等の立地を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。</p>

地区の区分	地区の名称	一般住宅A地区	一般住宅B地区	計画住宅A地区	沿道サービス地区	商業施設地区	誘致施設A地区	誘致施設B地区	一般住宅A地区	一般住宅B地区	計画住宅A地区	沿道サービス地区	商業施設地区	誘致施設A地区	誘致施設B地区
	地区の面積	約 20.1ha	約 12.7ha	約 4.8ha	約 7.6ha	約 1.4ha	約 8.5ha	約 11.2 ha	約 20.1ha	約 12.7ha	約 4.8ha	約 7.6ha	約 1.4ha	約 8.5ha	約 11.2 ha
建築物等に関する事項 地区整備計画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設 2 自動車教習所 3 畜舎 4 マージャン屋、ばちゃんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する運動施設 5 工場(店舗に付属するもの及び自動車修理工場を除く) 6 ダンスホール 7 ナイトクラブその他これに類するもの 8 と蓄場、火葬場、汚水処理場、ゴミ焼却場 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十三項四号の規定に該当する営業に係るもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設 2 自動車教習所 3 畜舎 4 マージャン屋、ばちゃんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する運動施設 5 工場(店舗に付属するもの及び自動車修理工場を除く) 6 ダンスホール 7 ナイトクラブその他これに類するもの 8 と蓄場、火葬場、汚水処理場、ゴミ焼却場 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十三項四号の規定に該当する営業に係るもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 自動車教習所 2 畜舎 3 マージャン屋、ばちゃんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する運動施設 4 ダンスホール 5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 6 ナイトクラブその他これに類するもの 7 建築基準法別表第二(と)項第三号及び(ぬ)項第三号に掲げる工場 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十三項四号の規定に該当する営業に係るもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 自動車教習所 2 畜舎 3 マージャン屋、ばちゃんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する運動施設 4 ワークショップ(店舗に付属するもの) 5 と蓄場、火葬場、汚水処理場、ゴミ焼却場 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十一項三号に掲げる工場 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十三項三号の規定に該当する営業に係るもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 自動車教習所 2 畜舎 3 マージャン屋、ばちゃんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類する運動施設 4 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの 5 建築基準法別表第二(と)項第三号及び(り)項第三号に掲げる工場 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項から第十一項三号の規定に該当する営業に係るもの									
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は 165 m ² 以上とする。 ただし、次のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 1 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用する土地 3 建築物の敷地面積の最低限度が決められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の敷地として使用するもの。 4 土地区画整理法の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの	建築物の敷地面積は 180 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 200 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 300 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 1,000 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 165 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 180 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 200 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 300 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 1,000 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 165 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 180 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 200 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 300 m ² 以上とする。	建築物の敷地面積は 1,000 m ² 以上とする。

	<p>ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0 m²以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの 		<p>ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0 m²以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの 	
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外の広告物の色彩、大きさ及び形状は、周囲の景観と調和したものとする。		建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外の広告物の色彩、大きさ及び形状は、周囲の景観と調和したものとする。	
垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、生け垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。ただし、フェンスの基礎、門柱、門扉その他これに類するものはこの限りではない。		道路に面する垣又はさくの構造は、生け垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。ただし、フェンスの基礎、門柱、門扉その他これに類するものはこの限りではない。	

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

水海道都市計画 地区計画の変更 【常総市決定】

概要図

【变更内容】

- 「建築物等の用途の制限」の変更
 - ・田園住居地域の新設及び風営法の改正に伴う条項の変更
 - ・「ダンスホール」、「ナイトクラブその他これに類するもの」等の追加
 - 位置の表記の変更
 - 内守谷土地区画整理事業区域内 → 一丁目、二丁目、三丁目

内守谷土地区画整理事業区域内 → 一丁目, 二丁目, 三丁目

【变更理由】

建築基準法の一部改正に伴い、本地区計画の地区整備計画に定める建築物等の用途の制限において条項との整合を図るとともに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、従前と同等の用途制限とするため、所要の変更を行うものである。

加えて、本地区においては平成15年に区画整理事業が完了し新町名がついたことから、本地区計画で定める位置に係る表記の変更を行う。

このほか、居住・産業機能が集積する複合系市街地である本地区において流通機能等の集積を促進するため、用途地域の変更に併せて、建築物の用途の制限等の見直しを行い、地区計画を変更するものである。

